

鈴鹿市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市規則第3号

鈴鹿市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可（以下「認可」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）第54条の2第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認（以下「確認」という。）に関し、別に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可等の申請)

第2条 認可及び確認の申請をしようとする者は、あらかじめ市長に協議するものとする。

2 認可及び確認の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(認可等の審査)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年鈴鹿市条例第32号）及び鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年鈴鹿市条例第33号）に定める基準並びに児福法第34条の15第3項各号に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第4号に掲げる基準に限る。）及び同条第5項ただし書により、認可又は確認の審査をするものとする。

(意見の聴取)

第4条 市長は、児福法第34条の15第4項及び子子法第54条の2第3項の規定により、認可及び確認をしようとするときは、あらかじめ鈴鹿市こども・子育て会議条例（平成25年鈴鹿市条例第24号）第1条に規定する鈴鹿市こども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(認可等の通知)

第5条 市長は、第3条の審査の結果、認可をした場合にあっては乳児等通園支援事業認可通知書（第2号様式）により、認可をしない場合にあっては乳児等通園支援事業不認可通知書（第3号様式）により第2条第2項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(認可事項の変更の届出)

第6条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の36第3項の規定による届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（第4号様式）により行うものとする。

2 省令第36条の36第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（第5号様式）により行うものとする。

3 前2項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確認の変更の申請等)

第7条 子子法第54条の3において準用する子子法第44条の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（第6号様式）により行うものとする。

2 子子法第54条の3において準用する子子法第47条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（第7号様式）により行うものとする。

3 子子法第54条の3において準用する子子法第47条第2項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（第8号様式）により行うものとする。

4 前3項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(乳児等通園支援事業の廃止等の申請等)

第8条 児福法第34条の15第7項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休

止の申請及び子子法第54条の3において準用する子子法第48条の規定による確認の辞退の届出は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第9号様式）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、廃止し、又は休止することが適當と認めたときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（第10号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、認可又は確認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者 の確認を受けたいので、鈴鹿市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者 の確認に関する規則第2条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	生年月日 年 月 日
	氏名		
事業の開始予定年月日	年 月 日		

第2号様式（第5条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業については、次のとおり認可をしましたので、鈴鹿市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則第5条の規定により通知します。

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 乳児等通園支援事業の区分
- 4 認可定員
- 5 事業開始年月日

第3号様式（第5条関係）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、次の理由により認可をしませんので、鈴鹿市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則第5条の規定により通知します。

理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

認可を受けた事項に変更があったので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
	〒 -
事業所の所在地	

2 変更事項

該当するものに○を付けてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の種類
	事業所の位置（所在地）
	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

認可を受けた事項を変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
	〒 -
事業所の所在地	

2 変更事項

該当するものに○を付けてください。

変更事項	
	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業の運営についての重要事項に関する規程
	経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

申請者 所在地

氏名 (又は名称)

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

確認において定めた利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後 (増加) の利用定員 (人)			
(参考)				(参考)			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を 増加しようと する理由							

第7号様式（第7条関係）

（表）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

確認を受けた事項に変更があったので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -

2 変更事項

該当するものに○を付けてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為、登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

(裏)

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

確認において定めた利用定員を減少したいので、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 事業所の名称等

事業所の名称		
事業所の所在地	〒 -	

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人） (参考)	変更後（減少）の利用定員（人） (参考)				0～2歳	0歳	1歳	2歳			
	0～2歳	0歳	1歳	2歳							
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置											
利 用 定 員 を 減 少 し よ う と す る 年 月 日											
利 用 定 員 を 減 少 し よ う と す る 理 由											

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者及び届出者 所在地

氏名（又は名称）

代表者氏名

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
廃止又は休止及び 辞退の理由	
現に乳児等通園支援を 受けている児童に 対する措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する 予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

第10号様式（第8条関係）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市長

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付で申請のありました乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、次のとおり廃止（休止）を承認しましたので、鈴鹿市乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則第8条第2項の規定により通知します。

- 1 乳児等通園支援事業の事業所の名称
- 2 乳児等通園支援事業の事業所の所在地
- 3 乳児等通園支援事業の区分
- 4 廃止年月日又は休止期間
- 5 承認に際し付する条件

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。